

## 平成23年度 交通安全運動について

### ■新入学児童・園児を交通事故から守る運動

新入学期の子どもの交通安全教育を図り、交通事故から児童を守る県民意識を高めることを目的に、平成23年4月1日（金）から4月10日（日）までの10日間、『新入学児童・園児を交通事故から守る運動』が実施されます。

つきましては、本運動の趣旨をご理解頂き、新入学児童・園児の交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願い致します。

#### ◇期間

平成23年4月1日（金）から4月10日（日）までの10日間

#### ◇運動のスローガン

「心地よい 交通マナーが 照らす未来（あす）」  
「よく見よう しんごうくるま 右左」

#### ◇運動の重点項目

1. 新入学児童・園児に対する交通安全教育の推進
2. 通学・通園路における安全の確保
3. 新入学児童・園児を交通事故から守る県民意識の醸成

### ■春の全国交通安全運動

本年は統一地方選挙が実施されることから、例年4月6日から実施されます『春の全国交通安全運動』が、5月11日（水）から5月20日（金）に期間変更して実施されます。

当会においても「春の全国交通安全運動」に協力し、4月25日（月）から5月24日（火）までの約1ヶ月間、山梨県下約49ヶ所に横断幕を設置予定です。

設置場所については、現在、管轄支所・市役所等に申請しています。

『交通安全』にご協力をお願い致します。

#### □ 横断幕



□掲示期間 : 4月25日（月）～5月24日（火）

## 平成22年度 自動車分解整備業実態調査結果の概要について

平成22年8月に実施しました『自動車分解整備事業実態調査』結果の概要がまとめましたのでご報告します。

なお、調査概要の詳細は、[JASPA3月号10ページ](#)に掲載しております。

この調査に会員皆様のご協力頂き、ありがとうございました。

### 1. 目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の近代化を図り、健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

### 2. 調査時点

平成22年6月末現在。売上高等については、平成22年6月末に最も近い決算期分。

### 3. 調査結果の概要（本誌11ページ参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者（平成22年6月末時点91,736事業場）を対象として調査を行いました。

平成22年度調査における総整備売上高は4年ぶりに増加し、前年度と比較すると+198億円（0.4%）の5兆4,869億円となりました。

注）1. 専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%をこえる事業場

2. 兼業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高

が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く。）

3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場

4. 自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

### 【総整備売上高】

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が2億円（0.01%）、ディーラーが171億円（0.7%）、自家が25億円（1.1%）とすべての業態で増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が1.4%、「定期点検整備」が10.1%、「事故整備」が8.8%増加しましたが、「その他整備」は6.7%減少しました。

車検整備については、平成21年度がいわゆる表年に当たります。統計上は継続検査台数が前年度比23.5万台、0.7%減となっていますが、平成22年4月からの重量税減税により、3月に点検整備し4月に申請した車が相当台数あると思われます。

また、定期点検整備入庫の取組み強化による売上増（特にディーラー）などが総売上高を引き上げたものと思われます。

一方、平成21年度の前半はリーマンショックの影響が残ったことから、引き続き、景気悪化によるユーザーのカスタマイズの抑制志向があったことが、その他整備売上の減少につながったものと考えられます。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の平成22年度版自動車整備白書に掲載する予定です。

## 自動車整備業の概要

項目	調査年	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	22／21
1. 総整備売上高 ※ (億円)		59,561	60,945	59,524	57,720	54,671	54,869	100.4 %
うち 専 業	(比率、%)	20,472	21,558	21,594	22,738	19,459	19,996	102.8 %
兼 業	(比率、%)	8,404	7,539	7,997	6,932	6,844	6,309	92.2 %
ディーラー	(比率、%)	28,165	29,289	27,355	25,585	26,140	26,311	100.7 %
自 家	(比率、%)	2,520	2,559	2,578	2,465	2,228	2,253	101.1 %
2. 企 業 数		70,178	71,017	70,828	72,001	72,861	74,027	101.6 %
3. 事業場(工場)数		88,960	89,239	89,203	90,518	91,281	91,736	100.5 %
うち 専 業※		53,641	54,235	54,191	55,141	55,365	57,182	103.3 %
兼 業※		14,981	14,704	14,940	15,255	16,022	14,761	92.1 %
ディーラー※		16,272	16,335	16,226	16,228	16,143	16,082	99.6 %
自 家※		4,066	3,965	3,846	3,894	3,751	3,711	98.9 %
4. 指定工場数		28,472	28,685	28,708	28,916	29,066	29,115	100.2 %
5. 整備関係従業員数 ※(人)		540,823	539,398	549,464	546,574	564,058	570,223	101.1 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		388,690	390,515	389,370	393,893	396,164	401,038	101.2 %
うち 整 備 士 数 ※ (人)		332,684	331,946	334,744	343,531	344,216	342,897	99.6 %
整 備 士 保 有 率 ※ (%)		85.6	85.0	86.0	87.2	86.9	85.5	—
7. 1 事業場当たり整備要員数(人)		4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	4.4	+ 0.1 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		78,279	78,992	79,236	79,081	78,801	78,693	99.9 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		+ 0.1	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.3	+ 1.0	—
10. 整備要員1人 当り年間整備 売上高 ※ (千円)	専 業	10,673	11,024	11,063	11,494	9,756	9,698	99.4 %
	兼 業	13,455	12,190	12,888	11,288	10,854	10,609	97.7 %
	ディーラー	24,699	25,917	24,308	22,214	22,830	22,622	99.1 %
	平 均	15,486	15,761	15,400	14,757	13,911	13,775	99.0 %
11. 整備要員 平均年令 ※(歳)	専 業	45.8	45.8	46.7	47.1	47.5	47.4	- 0.1 歳
	兼 業	41.3	41.6	42.2	42.6	43.1	42.7	- 0.4 歳
	ディーラー	31.2	31.3	31.9	32.1	32.4	32.5	+ 0.1 歳
	平 均	40.5	40.7	41.4	41.7	42.2	42.1	- 0.1 歳
12. 整備要員 1 人 当り年間給与 ※ (千円)	専 業	3,659	3,670	3,533	3,472	3,469	3,468	100.0 %
	兼 業	3,769	3,780	3,751	3,763	3,706	3,651	98.5 %
	ディーラー	4,178	4,193	4,271	4,135	4,119	4,050	98.3 %
	平 均	3,838	3,848	3,794	3,724	3,706	3,674	99.1 %

(注)

各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。  
なお、平成17～21年は抽出調査である。

## 廃タイヤに係る「産業廃棄物広域再生利用指定制度」 経過措置廃止のお知らせ等について

廃タイヤに係る「産業廃棄物広域再生利用指定制度」の経過措置が、平成23年4月1日をもって廃止される旨等の案内が、(社)日本自動車タイヤ協会よりありましたのでお知らせします。

タイヤ販売店等（整備工場含む）では、平成7年以来、廃棄物処理法に定められた収集運搬業の許可不要の制度に基づき、一般ユーザー並びに運送会社・バス会社等の事業者からの廃タイヤの適正処理について、処分費用を徴収してまいりましたが、今回の経過措置廃止により、平成23年4月1日以降は、事業者からの廃タイヤ（産業廃棄物）については、費用を徴収することができなくなります。

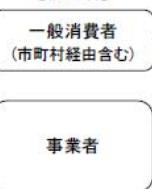
また、整備工場に対しては、取引のあるタイヤ販売会社から、制度改正等について説明が行われる予定となっておりますので、タイヤ販売会社と連携して廃タイヤが適性に処理されますようお願い申し上げます。

なお、一般破棄物の収集運搬業許可不要の扱いに変更はありませんので、一般ユーザーからの廃タイヤ（一般廃棄物）については、平成23年4月1日以降も従来通りの対応となります。

### 廃タイヤ回収ルート図

平成23年3月31日まで

【排出者】



一般廃棄物

指定産業廃棄物

産業廃棄物

産業廃棄物

産業廃棄物

タイヤ販売会社  
タイヤ販売店等

【処理業者】

収集運搬業者

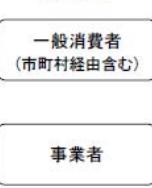
中間処理業者

利用先  
処理先

原型加工利用  
熱利用  
海外輸出  
その他

平成23年4月1日以降

【排出者】



一般廃棄物

タイヤ販売会社  
タイヤ販売店等

産業廃棄物

産業廃棄物

【処理業者】

収集運搬業者

中間処理業者

利用先  
処理先

原型加工利用  
熱利用  
海外輸出  
その他



## 【産業廃棄物広域再生利用指定制度】

広域的に処理することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物を環境大臣が指定し、これを適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者について、収集運搬及び処理業の許可を不要とする制度。

(平成6年の廃掃法施行規則の改正によって創設。平成15年の法改正によって本制度を発展させた広域認定制度が創設されたことに伴い、本制度は廃止しました。現在、新規指定の受付はしていません。)

本制度は、物の製造、加工等を行う者（製造事業者等）が、その製品の販売地点までの広域的な運搬システム等を活用して、当該製品等が産業廃棄物となった場合に、それを回収し、再生利用を促進することを目的としている。

※自らが製造・加工等を行った製品が産業廃棄物となったものを処理する場合以外は本制度の対象とはなりません。

したがって、単に他人の産業廃棄物を広域的にリサイクルするというだけでは指定は受けられません。

## 街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要	
平成23年2月21日(月) 13:30~16:00	県立美術館駐車場	運輸支局 独立行政法人 甲府西支部 振興会 軽検協	3名 2名 5名 2名 1名	総検査車両数 136台 不良車両数 6台 内整備命令 0台 口頭警告 6台 車検切れ 0台

### 【主な不適合箇所】

灯火装置：車幅灯、制動灯等の球切れ等

乗車装置：ヘッドレスト取り外し等

車枠・車体：最大積載量表示不良

※ 甲府西支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

## 教育委員会が開催されました

- ◇ 日 時 平成23年3月1日（火）15：00～18：00
- ◇ 出席者 羽田委員長、渡辺副委員長、笹本委員、樋口委員、米山委員、別符委員、大久保委員、藤井委員、福島講師、熊谷講師
- ◇ 会議事項
  - (1) 第116期技術講習修了報告について
  - (2) 第116期技術講習修了判定について
- (3) 第117期技術講習実施計画について
- (4) 平成22年度委員会報告並びに平成23年度事業計画骨子について
- (5) その他 今後の技術教育のあり方について（意見、要望）

## 平成22年度 外部診断器等取扱講習の報告

2月23日（水）午前、午後に3時間各1回行ないました。  
本年度より半日講習として出来るだけ多くの方が受講しやすいうように実施し、19名の方に受講して頂きました。

本年度までに、37事業場、延べ57名が受講済みとなり、関心の高さが伺えます。  
故障車両の診断に欠かせない「道具」でありますと、人間の健康管理における「レントゲン」「CTスキャン」と同様に、どの部位が健康を阻害しているのかを映像として検査し、その他の検査も含めを行い、判断は医師が行なっています。

車両の診断も「スキャンツール」で検査することで、どの系統が異常をきたしているかを確認し、系統別に「テスター」などで整備士が判断することが基本です。

この講習で受講者の方々は、「スキャンツールは、故障部位発見器では無い」事が学べたかと思います。

高額な「スキャンツール」ですが、全ての汎用機が全メーカーを網羅する物でもありませんが、低年式の車両は必要不可欠な道具となってしまいました。

エンジン関係の故障コード表示のみでは、安価な「コードリーダー」も販売していますので、是非ご活用下さい。

## 平成23年度検定試験及び登録試験実施計画

		《検定試験》	《登録試験》	
			学科試験	実技試験
第1回	種目	二級ガソリン 二級ジーゼル 二級2輪 三級シャシ 三級ガソリン 三級ジーゼル 車体	二級ジーゼル 三級ガソリン	
	受付期間	平成23年5月9日（月）～13日（金）	平成23年8月1日（月）～5日（金）  <b>実技試験受験手数料の納付期間</b> <b>※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者</b> <b>平成23年10月24日（月）～28日（金）</b>	
	学科試験日	平成23年8月3日（水）	平成23年10月2日（日）	
	実技試験日	平成23年9月11日（日）		平成24年1月15日（日）
第2回	種目	一級小型 二級ガソリン 二級ジーゼル 二級シャシ 三級シャシ 三級ガソリン 三級ジーゼル 三級2輪 電気装置 車体	一級小型	
	受付期間		平成24年1月23日（月）～27日（金）  <b>実技試験受験手数料の納付期間</b> <b>※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者</b> <b>平成24年6月4日（月）～8日（金）</b>	
	学科試験日	筆記 平成24年3月25日（日） 口述（口述は1級のみ） 平成24年5月13日（日）		
	実技試験日			平成24年8月26日（日）

## 笛吹市消防本部による普通救命講習会を実施します

### ～ もしもの時に、知っておきたい「応急手当」～

もしも、あなたの身近な人が、あなたの目の前で急に倒れ、呼吸が停止してしまったらどうします？

もしも、あなたが戸外で倒れている人を発見し、呼吸が止まっていた状態だったらどうします？  
救急車を呼んで、そのままなにもせず到着するまで待っていますか？

「命が助かる」、「命が助からない」は、その時の適切な判断と行動で左右されてしまいます。  
万が一の時、適切に行動できるよう、この講習会で「救命救急」を体得いたしましょう。  
笛吹市消防本部の協力により、救命救急の実習を主体に行う予定です。

講習料は無料です。

◇講習受付期間 **平成23年4月11日（月）～5月13日（金）**

◇申込書 消防署指定の申請書に記入し、提出して頂きます。  
申込書は、本誌26ページにあります。  
また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の会員ページから  
もダウンロードできます。

◇講習日 平成23年5月23日（月）  
会場集合8：55までにご着席下さい。  
◇講習時間 9：00～12：00  
◇会場 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂  
◇募集定員 40～50名  
◇講師 笛吹市消防本部 担当者  
◇受講料 無料

講習終了後、笛吹市消防本部より「普通救命講習修了証」が交付されます。

**※注意※** 本講習は、国家資格である「救急救命士」取得のための講習ではありません。

応急手当に関する、技能を修得するための講習です。

再講習は「新たな技能習得」のため必要とされますが、更新の必要はありません。

## 低圧電気取扱特別講習会を実施します (ハイブリッド車及び電気自動車に限る)

労働安全衛生法第6章 労働者の就業に当たっての措置  
安全衛生教育 第59条の趣旨に基づき標記講習を行います。

### 事業主の皆様へ(低圧電気取扱いに関して)

「整備士に50V以上の電圧が掛かる充電回路を整備させるには労働安全衛生法の特別教育を受けさせることが法令で義務付けられています。

プリウスは 約200V、インサイトは 約100Vの電圧です。

事業者の義務として法令順守で整備士に安全特別教育を積極的に受講させましょう。

◇講習受付期間 平成23年4月11日(月)～5月13日(金)

◇講習日 平成23年5月23日(月)

◇講習時間 13:00～19:00

◇講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇募集定員 40名

◇申し込み 申込書は、本誌27ページにあります。

また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の会員ページからもダウンロードできます。

◇受講料 6,300円(テキスト共)

(受講生の都合による未受講の場合、受講料の返却はしません)

◇学科・実習内容(講習内容をご確認の上、お申込み下さい)

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 電気の基礎、電気回路の点検        | 学科 |
| 2. 電気の安全に必要な基礎知識        | 学科 |
| 3. 関係法令と低圧電気取扱い         | 学科 |
| 4. ハイブリッド車作業上の心得と注意     | 学科 |
| 5. ハイブリッド車の整備           | 実習 |
| 6. 試問(70%以上合格)・解説・修了証授与 |    |

### ご注意

- 受講希望の方は、同日午前に行なわれる消防署「普通救命講習」(16ページ参照)を受講して下さい。
- 既に、消防署「普通救命講習」または、「上級救命講習」を受講済みの方は、申込み時に消防署「普通救命講習」修了証のコピーを提出して下さい。
- 講習修了証書を授与し、受講証明もしますので整備士手帳もお持ち下さい。

## 労働安全衛生法 第6章 労働者の就業に当たっての措置 安全衛生教育 第59条（条文のまま）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところのより、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。

2. 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
3. 事業者は、危険または有害な業務で、労働省令に定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

## 労働安全衛生規則 第36条（条文のまま）

第59条の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

・高圧（直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超える、七千ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（七千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、**低圧**（直流にあっては七百五十ボルト以下、交流にあっては六百ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは**修理の業務**又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）のうち**充電部分が露出している開閉器の操作の業務**

★ これらの規則に違反した場合、**労働安全衛生法第12章罰則第119条1項**により事業者には**6月以下の懲役または50万円以下の罰金**が課せられることがあります。

## 第117期技術講習所受講生募集のご案内

### ◇ 募集種目

一級小型自動車(A課程) ・ 二級ガソリン ・ 三級ガソリン ・ 二級シャシ

### ◇ 募集人員

種目	募集人員数
一級小型自動車(A課程)	20
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40
二級シャシ	40

**(受講希望人員10人未満の場合は開講いたしません。)**

### ◇ 受講申込み

#### ①申込期間

**平成23年3月7日(月)～4月8日(金)**

②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書(教育課窓口にあります)に必要事項を記入の上、受講料を添えてお申し込み下さい。

**受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。**

◇ 受講料

種目	受講料	備記
一級小型自動車(A課程)	会員 87,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外 125,000	
二級ガソリン	会員 57,000	
	会員外 82,000	
三級ガソリン	会員 57,000	
	会員外 82,000	
二級シャシ	会員 41,000	
	会員外 59,000	

◇ 予定講習日程

(都合により予定日の変更もあります。最終決定の日程表は、開講式の日にお渡します)

①一級小型自動車(A課程) 原則：月曜日の30日間を予定(火曜日2日含む)

月	日 (曜日)			
4月	25日(月)			
5月	16日(月)	23日(月)	30日(月)	
6月	6日(月)	13日(月)	20日(月)	27日(月)
7月	4日(月)	11日(月)	25日(月)	
8月	1日(月)	8日(月)	22日(月)	29日(月)
9月	20日(火)	26日(月)		
10月	3日(月)	11日(火)	24日(月)	
11月	14日(月)	21日(月)	28日(月)	
12月	5日(月)	12日(月)	19日(月)	
1月	16日(月)	30日(月)		
2月	6日(月)	13日(月)		

②二級ガソリン 原則：火曜日の21日間を予定(金曜日2日、土曜日1日含む)

月	日 (曜日)					
4月	19日(火)	26日(火)				
5月	10日(火)	17日(火)	24日(火)	31日(火)		
6月	7日(火)	14日(火)	21日(火)	28日(火)		
7月	5日(火)	12日(火)	15日(金)	19日(火)	26日(火)	
8月	2日(火)	5日(金)	9日(火)	20日(土)	23日(火)	30日(火)

③三級ガソリン 原則：火・水・金曜日の21日間を予定

月	日 (曜日)					
4月	19日(火)	22日(金)	26日(火)			
5月	11日(水)	17日(火)	24日(火)			
6月	1日(水)	7日(火)	14日(火)	22日(水)	28日(火)	
7月	5日(火)	12日(火)	19日(火)	26日(火)		
8月	5日(金)	9日(火)	12日(金)	23日(火)	26日(金)	31日(水)

**④二級シャシ 原則：木曜日 の15日間を予定(土曜日1日含む)**

月	日 (曜日)			
4月	21日(木)	28日(木)		
5月	12日(木)	19日(木)	26日(木)	
6月	2日(木)	9日(木)	16日(木)	
7月	7日(木)	14日(木)	28日(木)	
8月	4日(木)	11日(木)	<b>20日(土)</b>	25日(木)

**⑤講習時間** 9:10～15:50 (1日 6時限)

**⑥開講式・全課程 平成23年4月19日(火) 9:00**

※一級、二級シャシは、開講式のみ行います。

**【 講習開始予定 】** 一級小型自動車 : 4月25日(月)

二級・三級ガソリン : 4月19日(火)

二級シャシ : 4月21日(木)

**【 修了式始予定 】** 二級・三級ガソリン二級、二級シャシ : 平成23年9月中旬

一級小型自動車 : 平成24年3月初旬

◇ 受講資格(実務経験は講習修了日までとする)

<b>一級小型自動車 (A課程)</b>	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して <b>3年以上の実務経験</b> を有する者
<b>二級ガソリン</b>	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して <b>3年以上の実務経験</b> を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
<b>三級ガソリン</b>	自動車の整備作業に関して、 <b>1年以上の実務経験</b> を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)
<b>二級シャシ</b>	三級又は車体の技能検定に合格した者で、技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して <b>2年以上の実務経験</b> を有する者 (大学機械科卒1年、高校機械科卒1.5年)

◇ その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタルサーキットテスタをご用意下さい(ポケット型は不可)

※自動車整備商工組合購販課で下記の物を取り扱っています。

☆ 白色作業服 3,045円(S～3Lまで)

3,255円(4L～BXL)

☆ デジタル サーキットテスタ 7,000円

ご不明の点は下記にお問い合わせ下さい。

(社)山梨県自動車整備振興会 教育課

Tel 055-262-4422

Fax 055-263-4420